

<令和3年度障害福祉分野のICT導入モデル事業の概要> (案)

1 事業の目的

本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止等に加え、障害福祉分野におけるICTの活用により障害福祉サービス事業所等における生産性向上を推進するため、障害福祉サービス事業者等がICTを導入する際の経費を支援し、ICTの活用モデルを構築することを目的とする。

2 実施主体

都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）

3 対象者

障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者、障害児支援事業者及び障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）とする。ただし、国又は地方公共団体等が運営するものを除く。

4 事業内容等

- (1) ICT導入に伴う補助を希望する障害福祉サービス事業者等は、補助を受けるための要件として、都道府県等が開催する障害福祉サービス事業者等を対象としたICT導入に伴う研修会へ参加することとする。
- (2) 本事業によりICTを導入する障害福祉サービス事業者等は、都道府県に対し、障害福祉サービス事業所等においてICTを導入することによって得られた生産性向上に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し報告するとともに、ICTの導入状況について、当該事業に係る実績報告書及び精算内訳書により、事業完了年度の翌年度の4月末日までに報告することとする。なお、当該報告内容については、全国の障害福祉サービス事業所等におけるICTの導入の参考に資するよう、今後公表する可能性があることに留意すること。

5 対象経費及び補助率等

- (1) 補助対象経費：タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など。

※1 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。リース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分に限る。

※2 タブレット端末等ハードウェアは、生産性向上に効果のあるハードウェアが対象であるが、例えば、障害福祉サービス等の提供に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなどの効果・効率的なコミュニケーションを図るためのWi-Fi環境の整備費やインカムなど、ICT技術を活用したものを対象とする。また、新型コロナウイルス感染防止のため、施設等利用者とのオンラインによる面会や、在宅介護の利用者と事業所とのアクセスのために必要な環境整備等についても

対象とする。この場合、本事業の対象が障害福祉サービス事業者等であることを踏まえて、在宅介護の利用者が必要な機器等については、障害福祉サービス事業者等が取得し、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理を行う。

※3 インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。

(2) 補助率：10/10

(3) 補助上限額：1事業所あたり100万円

6 採択方針

本事業は、提出された所要見込額調書及び所要見込額内訳書の内容等を考慮し、予算の範囲内で採択の可否を検討します。

7 提出書類

(別紙2) 所要見込額調書 (Excel ファイル)

(別紙3) 所要見込額内訳書 (Excel ファイル)

8 提出先 (E-mail)

shogaishien@pref.kyoto.lg.jp

※御提出の際は、障害者支援課 福祉サービス・障害児支援係 (075-414-4600) まで御一報願います。